

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

② 放課後児童健全育成事業 ③ 子育て短期支援事業

【過年度の実績】 ※基準日：各年度5月1日（児童数）各年度4月1日（入所者数） 単位：人/年

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
6-8歳児童数	4,700人	4,690人	4,539人	4,505人	4,537人
入所者数	1,549人	1,517人	1,496人	1,567人	1,687人
定員数(※)	2,052人	2,052人	2,072人	2,072人	2,072人
出現率	約33%	約32%	約33%	約35%	約37%

(※)定員数：全学童クラブの面積（専用区画）を1.65㎡/人で割り算出した人数

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 低学年	2,079人	2,094人	2,088人	2,073人	2,064人
量の見込み 高学年	316人	312人	313人	318人	320人
定員数	2,112人	2,182人	2,252人	2,322人	2,392人
確保方策	40人	70人	70人	70人	70人

③子育て短期支援事業（ショートステイ）（主管課：子ども家庭支援センター）

虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに、宿泊を伴い一時的に児童を養育・保護する事業です。

- ・対象児：2歳から小学校6年生まで
- ・利用日数制限：1利用につき7日間まで

【過年度の実績】

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
定員数 (1日)	4人	4人	4人	4人	4人
利用件数	120日	167日	233日	199日	147日

【量の見込みと確保方策】

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	212人	210人	206人	204人	201人
定員数	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人	1,095人
確保方策					

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

④ 地域子育て支援拠点事業 ⑤ 一時預かり事業

④地域子育て支援拠点事業（主管課：子ども家庭支援センター）

乳幼児親子が気軽に集い、語り合い交流する場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させることで保護者の負担軽減を図ります。また、虐待予防、養育相談の最前線として、取り組みを強化します。

- ①子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）の交流の場の提供
  - ②子育て等に関する相談及び援助の実施
  - ③地域の子育て関連情報の提供
  - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ①～④をはじめとする総合的な子育て支援の拠点

【過年度の実績】

単位：人回/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
箇所数	11 箇所	22 箇所	23 箇所	23 箇所	23 箇所
来所者数	109,341 人	115,717 人	117,084 人	118,447 人	123,884 人

【量の見込みと確保方策】

単位：人回/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	47,508 人	46,704 人	46,284 人	45,948 人	45,516 人
確保方策					

⑤一時預かり事業

《幼稚園の預かり保育》（主管課：保育課）

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、在園児を幼稚園において預かり、保育を実施しています。

実施園：9園

【過年度の実績】

（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））※

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	25,625 人	33,005 人	28,290 人	29,725 人	31,980 人

※上記の数値には2号認定による定期的な利用を含む。

第6章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期について  
 4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業  
 ⑤ 一時預かり事業

【量の見込みと確保方策】

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	39,231人	39,054人	37,950人	37,638人	36,997人
定員数	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人	41,205人
確保方策					

(2号認定による定期的な利用)

単位：人日/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	805人	801人	779人	772人	759人
定員数	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
確保方策					

《その他一時預かり・子育て短期支援事業(トワイライトステイ)》

(主管課：子ども家庭支援センター)

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。以下の2事業については、就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

■一時預かり保育

児童を養育している家庭の保護者が育児疲れ解消、急病及び仕事などで一時的に保育が必要となった場合に子ども家庭支援センター多摩平及び市内の民間保育園、日野市立福祉支援センター0歳児一時保育室において児童を保育する事業です。

対象児童：生後3か月～就学前まで

利用時間：0歳児 月・火・木・金 9時～16時30分

1歳～就学前まで 月～土(民間保育園は月～金)

8時30分～17時(超過保育あり)

※祝日・年末年始の実施無

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

トワイライトステイ(夜間養護等事業)とは、家族の入院や勤務での残業など様々な事情で帰宅が夜間になる場合などに、一時的に子どもを預かる事業です。

対象児童：1歳～小学校3年生まで

(お子さんの発育、発達状態などにより、利用の時期を相談すること有り)

利用時間：月～土 18時～22時

※祝日・年末年始の実施無

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑤ 一時預かり事業 ⑥ 病児保育事業等

【量の見込みと確保方策】

(上記以外) (一時預かり保育・トワイライトステイ)

単位：人日/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	10,924人	9,943人	9,494人	9,236人	9,720人

【量の見込みと確保方策】

(上記以外)

単位：人日/年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		10,698人	10,585人	10,385人	10,304人	10,166人
定員数	一時預かり保育	13,095人	13,095人	13,095人	13,095人	13,095人
	トワイライトステイ	2,079人	2,079人	2,079人	2,079人	2,079人
確保方策						

⑥病児保育事業等 (主管課：保育課)

保育又は監護に欠ける児童が病中又は病気の「回復期」であり、集団保育及び集団育成の困難な期間、一時的にその児童の一時預かりを行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする事業です。

実施箇所：市内2か所 (平成26年度現在)

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
日数	245日	245日	245日	245日	245日
利用人数	608人	637人	627人	812人	711人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,691人	1,672人	1,641人	1,629人	1,607人
定員数	2,460人	2,460人	2,460人	2,460人	2,460人
確保方策					

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑦ 子育て援助活動支援事業 ⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

⑦子育て援助活動支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

手助けが必要な方（依頼会員）と、手助けができる方（提供会員）が登録（無料）をし、ファミリー・サポート・センターを仲介とした、子育てなどを地域で助け合う有償ボランティア活動です。依頼会員でもあり提供会員でもある方（両方会員）もいます。会員を組織として、相互援助活動の調整などを行い、また、多様化するニーズに対応するため、講習会の実施などにより会員の資質向上を図っています。

事業主体：日野市（委託事業）

委託先：NPO法人市民サポートセンター日野（本部：多摩平、支部：高幡）

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
提供会員数	944人	1,042人	1,090人	1,145人	1,184人
依頼会員数	3,898人	5,752人	7,283人	9,054人	10,682人
両方会員数	174人	216人	234人	257人	265人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み 低学年	1,558人	1,599人	1,558人	1,558人	1,558人
量の見込み 高学年	8,487人	8,364人	8,405人	8,528人	8,610人
確保方策	11,840人	11,840人	11,840人	11,840人	11,840人

⑧乳児家庭全戸訪問事業（主管課：健康課）

出産した全ての子どものお家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者人数	1,570人	1,466人	1,391人	1,421人	1,188人
訪問数	1,340人	1,334人	1,262人	1,221人	1,128人

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業 ⑨ 養育訪問支援事業 ⑩ 妊婦健康診査

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,405人	1,399人	1,387人	1,373人	1,360人
確保方策 実施体制	29人	29人	29人	29人	29人

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑨養育訪問支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

子育てに対して不安や孤立感などを抱える家庭や、育児支援を必要とする家庭に対して、健康課と連携し、支援が必要と市が判断した家庭に無償で育児技術訪問指導や育児家事支援ヘルパーの派遣を行っています。今後は、産前産後に周りに手助けしてくれる知り合いがおらず、支援が必要である場合に、本人の希望により有償で家事育児ヘルパーを派遣する制度の検討を含め、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っていきます。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
訪問数	464人	139人	149人	179人	199人

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	213人	211人	210人	209人	208人
確保方策 実施体制	550人	550人	550人	550人	550人

⑩妊婦健康診査（主管課：健康課）

妊娠中の定期健診として、14回の健診を公費で受けられる制度です。また、助産所及び里帰り出産などのため、市で交付している受診票を使えなかった方へは助成金を支給しています。

【過年度の実績】

単位：人/年

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受診券 交付数	1,727人	1,591人	1,569人	1,567人	1,520人

4 提供体制の確保の内容、実施時期 3) 地域子ども・子育て支援事業

⑩ 妊婦健康診査 ⑪ 利用者支援事業 ⑫ その他

【量の見込みと確保方策】

単位：人/年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,405人	1,399人	1,387人	1,373人	1,360人
確保方策 市内実施箇所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
市内実施機関	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院	市立病院 ほか3病院

※ニーズ調査によらずに推計（将来人口推計の0歳児人口）

⑪利用者支援事業（主管課：子ども家庭支援センター）

小学校就学前の児童とその保護者や妊婦、学童期の児童とその保護者を対象に、多様な子育て支援に関する給付・事業の中から適切に選択できるように、保護者などにとって必要な情報を継続的に収集し提供していきます。

具体的には、相談に訪れた保護者などの個別ニーズを把握した上で、行政窓口や子育て支援に関する施設、事業所などを提示することで、利用を支援したり、適切な専門機関などにつないだりします。

【量の見込みと確保方策】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み			1か所		1か所
確保方策 実施箇所			1か所		1か所

⑫その他

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、量の見込みを設定し、計画する事業ではないため掲載していません。



#### 4) 改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画

##### 放課後子ども総合プラン（主管課：子育て課）

###### 【放課後子ども総合プランとは】

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進するため、放課後子ども総合プランを平成26（2014）年7月31日に策定・公表し、地方自治体に文部科学省と厚生労働省から連名で通知が出されました。

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

###### 【放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とは】

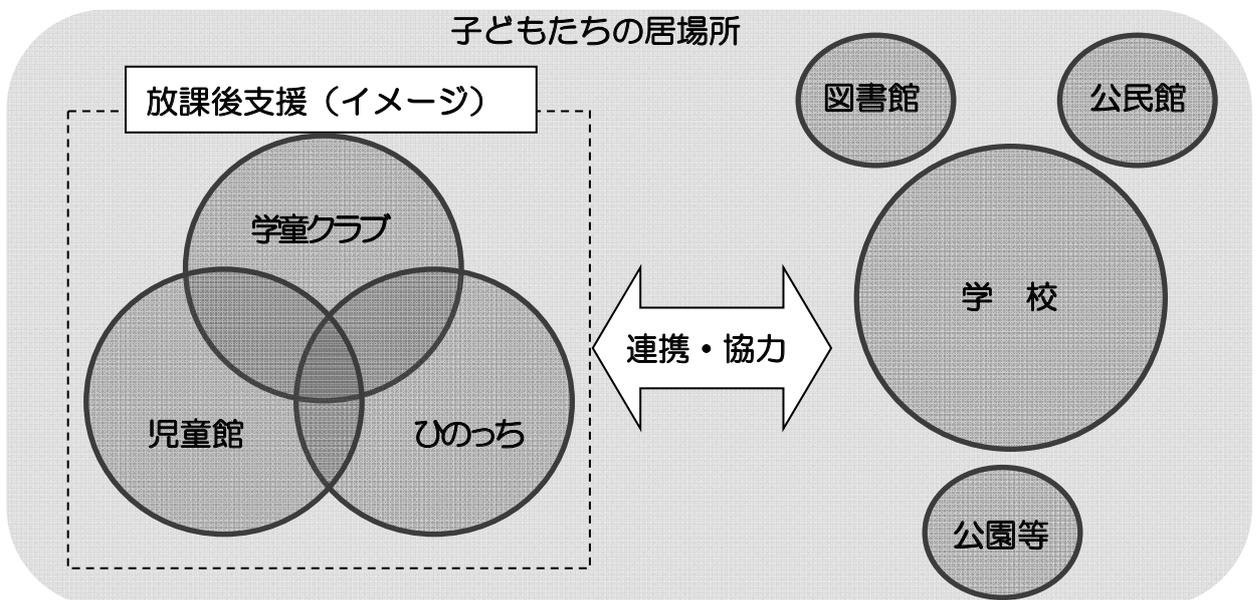
一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内などの活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通のプログラムに参加できるものをいいます。よって、日野市は一体型になります。

###### 【日野市の放課後支援】

日野市では、放課後など子どもたちが過ごす場所として「学童クラブ」「放課後子ども教室ひのっち」「児童館」の事業を実施しています。

子どもたちの放課後などの過ごし方は、成長段階に応じて多様に変化します。上記3つの事業にはそれぞれ特徴があります。

保護者の皆様が、お子さんと良くお話しをしていただき、ご家庭の状況に応じて事業を選択することができます。



**【放課後子ども教室「ひのっち」とは】**

市内全ての児童を対象に学校施設を利用し、放課後などの安全・安心な居場所づくりを地域の方々の参画を得て、遊び、勉強、スポーツ・文化活動、住民との交流活動を行う取り組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

《実施概要》

- (場所) 市内の全小学校（17校）
- (実施日) 学期中の平日（月～金）の給食のある日※夏休み、冬休み、春休みは原則実施しない。
- (実施時間) 13時30分～17時（授業がおわり、放課後になったら参加できる。）  
 ※上記のほか、学校行事などにより臨時休業や実施時間の変更をすることがあります。  
 ※子ども達は、原則、明るいうちに家に帰ることとしています。
- (参加方法) 事前の登録 ※1年生は5月の連休明けから参加可能。
- (費用) 無料
- (スタッフ) ボランティア（パートナー・学習アドバイザー・コーディネーター）

**【放課後児童健全育成事業「学童クラブ」とは】**

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業です。

《実施概要》

- (施設数) 36か所（1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む。）
- (育成日) 月曜日から土曜日まで（祝祭日を除く。）  
 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制（平成27年度より）
- (育成時間) ①通常 下校時～18時30分  
 ※17時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要  
 ②学校休業日 8時30分～17時45分※土曜日、三季休業期間等。

**【「ひのっち」過年度の実績】基準日：各年度3月31日**

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施数 （一体型）	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室
参加児童数 （延べ）	140,472人	137,469人	137,266人	146,806人	150,003人
登録率	87.0%	94.0%	96.7%	82.8%	90.5%

※学童クラブの過年度の実績は129ページに記載。

**【目標事業量・達成年度・整備計画】**

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量 （一体型）	17教室	17教室	17教室	17教室	17教室

※学童クラブの目標事業量は129ページに記載。

【学童クラブ及び「ひのっち」の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策】

- 学童クラブに参加する児童が、「ひのっち」が開催している日に参加できる。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、各種のプログラムの企画段階から、学童クラブ指導員とひのっちコーディネーターなどが連携してプログラムの内容・実施日などを検討・調整をしていく。

【小学校の余裕教室などの学童クラブ及び「ひのっち」への活用に関する具体的な方策】

- 教育分野、福祉分野など様々な委員で構成される「ひのっち」運営委員会などにおいて、活動場所などについて定期的に協議を行うよう努めていく。
- コーディネーター、パートナー、児童館職員、学童クラブ職員、学校職員、PTA、市職員など様々な関係者で構成される「ひのっち」実行委員会などを通じて、放課後子ども総合プランの必要性、意義などについて理解を求め、お互いに連携・協力を努めていく。
- 各学校とコーディネーターは、「ひのっち」の活動場所（受付教室・校庭・体育館・特別教室・図書室など）について、一時利用を含め連携・協力していく。

【学童クラブ及び「ひのっち」の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策】

- 放課後活動の実施にあたっての責任体制などを文書化などにより明確にするよう努めていく。
- 「ひのっち」運営委員会などを通じて、総合的な放課後対策について協議・検討を行うよう努める。

【地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取り組みなど】

- 平成31年度を目途に、開所時間延長を全ての学童クラブで実施できるよう目指していく。

